

かわにし

よき経営者をめざして
思いを一つに

会員企業紹介 02

隠れた名店めぐりレポート 03

通常総会開催報告・令和6年度事業計画 04

川崎西税務署からのお知らせ 07

地方税のお知らせ 10

川崎西法人会 活動報告 13

行事予定、新入会員紹介 14

無料相談、KAWANISHI NEWS 15

多摩区・麻生区DATA、編集後記 16

稲田公園

法人会会員 地域の元気な 企業 紹介

麻生区

有限会社麻生自動車

<業務内容>
自動車販売・買取・整備・点検・一般修理、他
〒215-0022 川崎市麻生区下麻生3-10-12
TEL: 044-988-8370
http://www.asoucar.com/



会長の碓井美枝子さん(右)と取締役の演泉さん(左)

車の困りごとに応える“車のかかりつけ医”を目指して

のどかな景色の広がる横浜市青葉区寺家町と町田市三輪の境、鶴見川と麻生川の合流地点のほど近くに、新車がずらりと並ぶ一角がある。自動車の整備工場と事務所を併設する「麻生自動車」は、1981年の創業以来40年以上の間、ここ下麻生の地で新車・中古車の販売、整備・点検などを手掛けてきた。「SUZUKI」の看板が目目を惹くが、各メーカーの車両を多数取り扱っている。「国家資格を持つベテランの整備士が真心を込めてメンテナンスしています。お客様のちょっとした要望にも応えられる器用さの持ち主なんです」と誇らしげに語るのは、会長の碓井美枝子さん。土地柄、農家も多く、自動車以外にトラクターなどの農機具の整備なども依頼されるという。

碓井さんは結婚を機に夫の地元である下麻生に移り住んだ。夫の親族が経営していた自動車会社を継ぐことになった時、お腹には3人目の子どもがいた。経営はおろか自動車の知識もなかったが、負債を抱え信用を失った会社を一手に背負った。地元だけに一度信用を失うと、周囲からの風当

たりも強かった。「従業員に教えるを請いながら必死に働きました。子どもを寝かしつけてから事務所に戻る日もありましたね」

1980年代のバブル景気の追い風もあったと謙遜するが、地道にコツコツと信頼を積み重ねてきた結果が今につながっている。今では柿の実幼稚園、麻生警察署、かじのや、農協など、地元の団体や企業からも頼られる存在に。

「『麻生自動車のお陰で助かった!』と喜ばれることが一番うれしいですね」と、笑顔で語る碓井さん。その思いを継いだ次女の演泉さんは、母の元で17年ほど保険業務や現場のフォローなどを務めたのち、2023年7月に会社の代表に正式に就任した。母と同じく、3人の子どもの母親でもある。「継ぐなら末っ子が高校生になって手を離れたこのタイミングだと思いました」と演泉さん。幼い頃から車がいつも身近にあり、車が大好き。この会社を守り続けたいという思いが募り、自ら後を継ぐことを申し出た。

若者の車離れなど、車を取り巻く世界

はかつてとは大きく変わっている。演泉さんは早速インスタグラム (<https://www.instagram.com/asou.carshop/>) を使って、整備の動画などを投稿している。「まずは誠実に整備していることを伝えたくて。気軽に入れる整備工場を目指していきたいですね。『車のかかりつけ医』のような存在になれたら」と微笑む。

会社の経営に活かせればと、カーメンテナンス業の経営者集団「ロータスクラブ」の勉強会などで研鑽を積み、人脈を広げる日々。川崎西法人会青年部会の活動にも積極的に参加し、まわりの会員たちからの刺激もモチベーションになっている。何でも学ぼうという姿勢は母親譲りかもしれない。

今後は、他社が敬遠するトラックの整備などを行い受け入れ車種を増やしていきたい、車検もできる指定工場にもしていきたい、車検もできる指定工場にもしていきたい、意気込みを見せる演泉さん。「社員とはお互いリスペクトする関係でいたいですね。人材がいちばん大事ですから」と、社員を大切に

1 併設の展示スペースには「スズキ」の新車がずらりと並び、スズキはもちろん、国産他メーカー、輸入車も多数取り扱う。長く愛用してもらえるよう、メンテナンスの相談も受けている。

2 農機具から軽自動車、トラック、マイクロバスなど、幅広いジャンルのメンテナンスができるのは麻生自動車の強み。熟練の整備士が丁寧にメンテナンスを行い、息を吹き返した状態で戻すことができる瞬間は至福の時間。



隠れた名店めぐりレポート

いつのまにかオープンしていたお店や、隠れ家的存在のお店、かわにし編集スタッフいちおしのお店などを不定期にご紹介します。

WELCOME!
OPEN

vol.19 クラフトビールで地域にオアシスを PECORA BEER

小田急多摩線・五月台駅南口から徒歩1分、駅前広場に面した「PECORA BEER(ペコラビール)」は、2024年1月28日にオープンしたビアキッチン。ロゴマークの「ヒツジ」が目印の同店では、日本各地から厳選した醸造所より取り寄せたクラフトビールや、ビールに合う肉料理などを提供している。カウンター席とテーブル席を合わせて12席のこじんまりとした店内では、初対面の客同士、ビール片手に自然に会話が弾む。

「何よりビールは、人との垣根を低くする最適なツール。このカジュアルさが自然にそうさせてくれる」と力説するのは、店長の福澤雄太さん。クラフトビールに魅せられたのは大学院生時代にロサンゼルスを訪れた時。ステイ先の息子さんが夜な夜な連れて行ってくれたビアバーがきっかけだった。「クラフトビールの味や香りはもちろん、ビアバーのアットホームな雰囲気もすべて良かったんです」

MBAを取得した後、メーカーで商品の企画開発に携わるが、常に頭の中には「起業」という文字があった。仕事帰りに都心のビアバーに通い、その業態とコミュニティに再び魅せられた。「起業するならコレだ!」と、知合いの醸造所や飲食店で修業を積み、本気でビアキッチンの開業を目指し始めた。開業するなら実家のある川崎市麻生区内でと決意して会社を辞めて戻り、物件探しに2年ほど費やした。



上/店長の福澤雄太さん。量り売りに対応するオリジナルグラウラーも(左手)。左上/厳選した樽生ビールの9TAPをつなげている。左下/他社製造の瓶・缶のクラフトビールも取り扱う。右/併設の醸造所で夏頃にビールを製造予定。



上/ランチメニューのスパイシーチリコンカンライス(1,100円)。チリビーンズのカレーは、ピリ辛でビールも進む。サワークリームで味がまろやかになる。ランチ営業は土・日・祝日の11:00~14:00。他にビール煮込みの牛すじ丼(1,100円)もある。オリジナルグラスに注がれた樽生ビールと一緒にどうぞ。左/中目黒のプリン専門店「うれしいプリン屋さん マハカラ」のプリン(600円)。※価格はすべて税込。

「店名の PECORA はイタリア語で『ヒツジ』の意味。もこもこしたヒツジのイメージがビールの泡を連想させます。ビールの新鮮さの指標は泡。きれいに泡立つ鮮度の高いビールを造り続けたくて」と福澤さん。自身も未年の牡羊座生まれだということから、これほどピッタリな店名はない。

今年の夏には併設の醸造所で自社ビールの製造を始める予定だ。「ビールは新鮮さが命。ガラス越しに醸造タンクを眺めながら、おいしいオリジナルビールが飲めるようになりますよ」と、ワクワクした表情を浮かべる。

麻生区市民提案型協働事業「あさおホッププロジェクト」も企画し、ビールの苦みの原料であるホップを育てることで、生活に根ざした緑化活動や区民の交流などにも貢献している。「ここがただの飲食店ではなく、ビールを介して、気軽に知り合えるきっかけの場になれば」と、福澤さんの夢は大きく膨らむ。

PECORA BEER

川崎市麻生区五力田2-3-3 ☎水~金曜15:00~22:00、土・日・祝日11:00~22:00(ランチ11:00~14:00) 休月・火曜 ※祝日を除く
Pなし <https://pecorabeer.com/>



第12回通常総会を開催しました

6月12日、第12回通常総会を開催し、上程2議案が提案通り承認されました。

開催日時：令和6年6月12日(水) 午後3時30分より
会場：ホテルモリノ新百合丘 大宴会場



本総会に提出した以下の2議案は、定足数を上回る56.8%の議決権が行使され、すべて原案通り可決承認されました。

● 報告事項

令和5年度事業報告の件

● 決議事項

- (1) 第一号議案 令和5年度監査報告および計算書類および付属明細書承認の件
- (2) 第二号議案 理事1名選任の件

● 理事会報告事項

- (1) 令和6年度事業計画
- (2) 令和6年度収支予算



議長を務めた田村精一会長



来賓の挨拶をする菊池正純川崎西税務署長



交流懇親会の様子



最後は一本締めで閉会

令和6年度事業計画概要

《事業活動基本方針》

川崎西法人会は、『税のオピニオンリーダーとして国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体です』との法人会の「理念」に則り、法人会活動の原点である『税』を中心とする「健全な納税者の団体」とすると同時に、「よき経営者をめざすもの団体」として、「税」に関する活動に軸足を置いた納税意識の向上に資する事業及び会員企業の繁栄並びに地域社会の健全な発展・振興に資する事業展開に力を注ぐこととする。

当法人会は会員数が減少傾向の中、活動を充実させるためには組織・財政基盤の強化が求められている。このため、会員増強や事務局機能の強化、福利厚生制度の推進等各種施策のほか、より多くの若手経営者の参画を促すよう取り組み、将来に向けて事業運営が継続できる体制を構築していく。また今後は必要に応じた無駄の見直しや各種規程等の見直しにより、ガバナンスを意識した法人会運営の効率化を一層進めていく。

《重点実施事項》

1. 公益社団法人として公益事業への積極的な取り組み
2. 会員増強運動による組織の強化とブロック・委員会・部会活動の活性化
3. 健全な納税者の団体として、納税意識の高揚と税務行政への協力と税制への建設的提言活動
4. 税務コンプライアンス向上のための「自主点検シート」の利用促進

《主な事業活動》

1. 税知識の普及と納税意識・納税道義の高揚並びに財政・税務に調査研究・提言に関する事業
2. 地域企業の健全な発展に資する事業
3. 地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業
4. 会員相互の情報交換並びに交流に関する事業、経営支援事業及び入会促進に関する事業
5. 法人会管理運営事業

上記の事業活動を推進してまいります

令和5年度正味財産増減計算書概要

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

大科目	当年度	前年度	増減	大科目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部				2. 経常外増減の部			
1. 経常増減の部				(1) 経常外収益計	0	0	0
(1) 経常収益				(2) 経常外費用計	0	0	0
基本財産運用益	198	198	0	当期経常外増減額	0	0	0
受取会費	14,075,270	14,328,850	△ 253,580	3. 他会計振替額			
事業収益	671,522	742,266	△ 70,744	税引前当期一般正味財産増減額	△ 4,462,999	△ 3,348,884	△ 1,114,115
受取補助金等	11,562,610	11,544,243	18,367	法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
受取負担金	4,991,863	3,065,323	1,926,540	当期一般正味財産増減額	△ 4,532,999	△ 3,418,884	△ 1,114,115
雑収益	885,251	447,298	437,953	一般正味財産期首残高	69,876,277	73,295,161	△ 3,418,884
経常収益計	32,186,891	30,128,353	2,058,538	一般正味財産期末残高	65,343,278	69,876,277	△ 4,532,999
				II. 指定正味財産増減の部			
(2) 経常費用				受取全法連助成金	9,973,400	10,006,400	△ 33,000
事業費	30,351,625	27,253,602	3,098,023	一般正味財産への振替額	△ 9,973,400	△ 10,006,400	33,000
管理費	6,298,265	6,223,635	74,630	当期指定正味財産増減額	0	0	0
経常費用計	36,649,890	33,477,237	3,172,653	指定正味財産期首残高	-	-	-
当期経常増減額	△ 4,462,999	△ 3,348,884	△ 1,114,115	指定正味財産期末残高	-	-	-
				III. 正味財産期末残高	65,343,278	69,876,277	△ 4,532,999

※「前年度」は令和4年度正味財産増減計算書概要になります

令和6年度正味財産増減計算予算書概要

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

大科目	当年度	前年度	増減	大科目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部				2. 経常外増減の部			
1. 経常増減の部				(1) 経常外収益計	0	0	0
(1) 経常収益				(2) 経常外費用計	70,000	70,000	0
基本財産運用益	500	500	0	3. 他会計振替額			
受取会費	13,207,450	14,157,850	△ 950,400	税引前当期一般正味財産増減額	205,260	△ 510,738	715,998
事業収益	224,276	400,000	△ 175,724	法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
受取補助金等	11,075,700	11,197,000	△ 121,300	当期一般正味財産増減額	135,260	△ 580,738	715,998
受取負担金	5,010,296	4,044,194	966,102	一般正味財産期首残高	69,295,539	69,876,277	△ 580,738
雑収益	1,168,790	1,366,401	△ 197,611	一般正味財産期末残高	68,002,067	69,295,539	△ 1,293,472
経常収益計	30,687,879	31,166,812	△ 478,933	II. 指定正味財産増減の部			
				受取全法連助成金	9,852,100	9,973,400	△ 121,300
(2) 経常費用				一般正味財産への振替額	△ 9,852,100	△ 9,973,400	121,300
事業費	26,249,301	26,970,083	△ 720,782	当期指定正味財産増減額	0	0	0
管理費	4,233,318	4,707,467	△ 474,149	指定正味財産期首残高	-	-	-
経常費用計	30,482,619	31,677,550	△ 1,194,931	指定正味財産期末残高	-	-	-
当期経常増減額	205,260	△ 510,738	715,998	III. 正味財産期末残高	68,002,067	69,295,539	△ 1,293,472

※「前年度」は令和5年度正味財産増減計算予算書概要になります

青年部会・女性部会

創立30周年記念事業 開催のお知らせ



日時 令和6年9月4日(水)

- 14:30 記念講演(新百合トウェンティワンホール)
- 16:30 記念式典(新百合トウェンティワンホール)
- 18:00 記念祝賀会(ホテルモリノ新百合丘)

当会 青年部会・女性部会は、1994年3月の立ち上げから創立30周年の節目を迎えます。実行委員会では、青年部会・女性部会ならではの記念事業となるよう、鋭意検討を進めております。
記念講演では講師に茂木健一郎先生をお招きし、「脳を磨く生活術」をテーマにお話いただく事となりました。
ご参加方法については改めてご案内申し上げますので、何卒ご予約を賜りたくお願い申し上げます。



記念公演

テーマ 脳を磨く生活術

講師：茂木健一郎氏(脳科学者)

国税庁をかたった不審な ショートメッセージやメールに ご注意ください！

ショートメッセージやメールにより国税の納付を 求めることや差押えを予告することはありません

- ・ 国税庁をかたった不審なショートメッセージやメールから、国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。
- ・ 国税庁、国税局及び税務署では、ショートメッセージやメールにより国税の納付を求める旨や、差押えの執行を予告する旨の案内を送信していません。

川崎西法人会会員様 ご優待のお知らせ

PET-CTがんドックのおすすめ

川崎西法人会会員様の提携医療機関としてご利用できます。先進医療とセカンドオピニオンで信頼を寄せられている専門医を数多く擁する総合病院のPET-CTがんドックです。早目のご予約を、お待ち申し上げます。



◆PET検査の特長◆

早期発見・全身検査・悪性度を診断・治療診断・高い安全性

- ・ 正常細胞と異常細胞(がん細胞等)を区別する手段として、形の変化ではなく「代謝」という全く新しい概念が用いられた画像診断検査です。検査時に陽電子を放出する薬を注射して、体の中で薬が集まる様子を撮影します。
- ・ 月曜日～土曜日に受診できます。(祝祭日は除く) ※毎週水曜日は女性専用受診日です。PET-CTがんドックは、受付より終了まで約3時間程です。(基本コースのみの場合) ※6時間前より飲食制限あり
～ PET-CTがんドック受診の皆様には、当院レストランにて昼食をご提供しております。(13:30以降の受付者除く)～



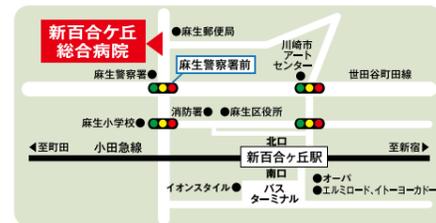
PET-CT

◆こんな方におすすめです◆

PET-CTがん検診の積極的な対象は、中高年者(特に50歳以上)にお勧めします。
※但し、遺伝的に高い発癌リスクを有する方は、この限りではありません。
“がん”の家族歴、喫煙などの危険因子を有するハイリスクな方に重点的に勧めます。

◆安心のフォロー体制◆

検診結果に対する診療は、専門医による診療が受けられます。
脳検査(オプション)は、当院の専門医が判定を行い、検診後の外来診療もできます。



南東北グループ 医療法人社団 三成会
新百合ヶ丘総合病院

〒215-0026 川崎市麻生区古沢都古255
☎0120-700-098

不審なメール等に記載された URL への アクセスや支払いなどしないようご注意ください

- ・ 不審なショートメッセージやメールを受信した場合や、国税庁ホームページになりすましたサイトを発見した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスや支払いなどしないようご注意ください。
- ・ 国税庁ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄を必ずご確認ください。

具体的な被害の相談については、最寄りの警察署又は都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口にお問い合わせください。



← 都道府県警察本部のサイバー犯罪相談窓口はこちら

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/soudan.html>

- ・ 詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

不審なメールや電話にご注意ください



税 国税庁・国税局・税務署

警察庁
National Police Agency



令和6年4月から

自動ダイレクト

が始まります！

源泉所得税の納付にも、
おすすめ!!

自動ダイレクトとは

e-Taxで申告等データを送信する際に、必要事項にチェックするだけで、各申告手続の法定納期限当日※に自動的に口座引落しにより納付ができる、便利なダイレクト納付の方法です。

※ 法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日

利用可能な方

ダイレクト納付利用届出書を提出し、登録が完了している方

利用条件

次の全ての条件に該当する場合に利用できます。

- 令和6年4月1日以降、法定納期限が到来する申告手続
- 法定納期限内に申告手続をする場合

利用可能額

法定納期限当日に申告手続をする場合、原則として、納税額が下表の額を超えると自動ダイレクトを利用できませんのでご注意ください。

法定納期限当日に申告手続をする日	納税額
令和6年4月1日～令和8年3月31日	1,000万円以下
令和8年4月1日～令和10年3月31日	3,000万円以下
令和10年4月1日以降	1億円以下

- ※1 金融機関毎のダイレクト納付利用可能額は国税庁ホームページをご覧ください。
※2 ご利用の金融機関のダイレクト納付利用可能額が上表よりも低い額となる場合は、その額となります。



操作方法

e-Taxで申告等データを送信する画面で、「自動ダイレクト」の項目が表示されますので、チェックボックスにチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

※ チェックを付けると、自動ダイレクトが利用可能か、e-Taxで判定します。

①チェックボックスに
チェック!

②送信をクリック!



③確認してクリック!

※ 各画面は、会計ソフトで異なります。

4 送信まで終わったら

- 納付区分番号通知を確認
自動ダイレクトが利用できる場合、e-Taxに通知される「納付区分番号通知」に「指定した期日に登録口座から引き落としを行います。」と表示されます。
- 納付日に自動引落し
法定納期限当日(又は翌取引日※)に、自動で口座から引き落とされます(操作は不要)。
※法定納期限当日に申告した場合
- 納付完了通知
納付が完了したら、e-Taxに「ダイレクト納付完了通知」が通知されます。



使ってみると便利です キャッシュレス納付

キャッシュレス納付の3つのメリット

- 1 自宅やオフィスから納付可能！
- 2 PC やスマホで簡単手続き！
- 3 現金の準備が不要！



ダイレクト納付

納付方法

eLTAX（エルタックス）による簡単な操作で、事前に届出をした預貯金口座から口座引落としにより納付する方法です。

こんな方にオススメ

個人住民税（特別徴収分）など納付の機会が多い方、ご自身で振替日を指定したい方

※ 振替のための手数料は必要ありません。

おすすめ！

クレジットカード納付

納付方法

eLTAXで、クレジットカードにより納付する方法です。

こんな方にオススメ

時間を気にせず納付したい方
※ 納付額に応じてシステム利用料がかかります。

インターネットバンキングによる納付

納付方法

eLTAXで、インターネットバンキング口座から納付する方法です。

こんな方にオススメ

普段からインターネットバンキングにより決済する機会が多い方
※ 契約内容により手数料が必要になる場合があります。

eLTAXでの納税は、まず最初のステップで納付情報を発行するための手続き（「納付情報発行依頼」といいます。）を行い、次のステップでポータルセンタから発行された納付情報を受け取り、最後のステップで受け取った納付情報をもとに納付を行います。

詳しくは裏面の「納付の手順」のQRコードからご確認ください。

利用するシステム	対象税目	ご案内
eLTAX PCdesk や市販の税務・会計ソフトウェアのうち電子納税対応のソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> 法人県民税 法人事業税 特別法人事業税（地方法人特別税） 個人住民税（特別徴収分など。詳しくは市町村にお問い合わせください。） 	eLTAXのご利用の流れ

よくあるご質問

- eLTAXで納税するには何を準備すればいいですか？
 1. メールアドレスの準備
利用者 ID に税理士・税理士法人のメールアドレスのみ登録している場合は、会社や納付担当者のメールアドレスを追加登録してください。
 2. PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアを利用するためのパソコン利用環境の準備
 3. 利用者 ID とパスワードの確認（原則として1法人1IDになります。）
 4. eLTAX ポータルセンタへの接続確認
ご使用の PCdesk などの eLTAX 対応ソフトウェアから、eLTAX ポータルセンタへアクセスし、ログインできるかご確認ください。
 5. お支払方法の準備
ダイレクト納付、クレジットカード納付、インターネットバンキングがご利用いただけます。また、納付手続きを税理士・税理士法人に委託することもできます。
- いつ利用できますか？
平日 8時30分～24時
※ 土曜日、日曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
※ 毎月最終土曜日およびその翌日の日曜日は、同時間帯で利用できます。
詳しくは eLTAX ホームページをご確認ください。
- ダイレクト納付の登録方法は？
eLTAX から申請し、その後、郵送にて金融機関に申し込みます。金融機関の審査完了まで一定の期間が必要になります。最大 10 口座まで登録できます。
- 具体的な使用方法・マニュアルは以下の QR コードからご確認ください。

ダイレクト納付 	動画コーナー 	納付の手順 	よくあるご質問
-------------	------------	-----------	-------------

詳しくは eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

神奈川県 総務局財政部税務指導課 納税グループ 電話(045)210-1111(代) 内線 2334
横浜市中区日本大通1 ㊦231-8588 FAX(045)210-8808

大法人のみならずへ

エルタックス

eLTAXによる電子申告が義務化されます！

■大法人の電子申告義務化の概要

平成30年度税制改正により、一定の法人が提出する法人住民税及び法人事業税の納税申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX）により提供しなければならないこととされました。

■対象となる法人

次の内国法人が対象となります。
① 事業年度開始の日において資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
② 相互会社、投資法人及び特定目的会社

■対象税目

法人市町村民税、法人都道府県民税
法人事業税、特別法人事業税（国税）

■適用日

令和2年（2020年）4月1日以後に
開始する事業年度から適用

■対象手続

確定申告書、中間申告書及び修正申告書

■対象書類

申告書及び申告書に添付すべきものとさ
れている書類のすべて

■電子申告せず、書面で申告した場合

電子申告義務化対象となる法人が、法定申告期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により申告した場合、不申告として取り扱われます。

■災害その他の理由により電子申告ができない場合

インターネット回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXで電子申告ができない場合は、あらかじめ提出先地方公共団体の長に申請し、承認を受けることで、書面により申告書を提出することができます。（国税において、電子申告が困難と認められ、書面による申告書提出が承認された法人等については、地方公共団体の長の承認は不要。）なお、eLTAX障害時は、総務大臣の告示により、全国统一で書面による申告書の提出や申告期限の延長が認められる場合があります。

電子申告義務化についての詳細は、
eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



◆本広告は、地方税共同機構が作成した電子申告義務化に関するお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

川崎西法人会 活動報告

「第18回法人会全国女性フォーラム 広島大会」が開催されました

「全国女性フォーラム 広島大会」が4月18日に広島グリーンアリーナにて開催され、1,665名が参加し、当会からは3名が参加しました。第1部の講演会は、広島交響楽団音楽総監督の下野達也氏による「音楽・師との出会い」を拝聴し、第3部の懇親会では部会員同士で交流を深めることができました。



川崎西法人会 青年部会が「租税教室」を開催しました

川崎西法人会では主な事業活動の一つとして、「税知識の普及と納税意識の高揚」を目的に、「租税教育活動」を青年部会が中心となって行っております。この活動の一環として、税が社会で果たしている役割の重要性を、次代を担う小学生に正しく理解し関心を持ってもらうために、川崎西税務署と連携し小学校6年生を対象に下記5校で「租税教室」を開催しました。

税金がない社会を描いたDVDアニメや、税金に関するクイズを通して、「なぜ税金は必要なのか」を学んでもらいました。子どもたちは川崎西税務署で用意していただいた「1億円の見本」で、実際の重さを体感して非常に喜んでいました。



《租税教室実施校》

5月9日 川崎市立岡上小学校

10日 川崎市立中野島小学校

14日 川崎市立南百合丘小学校

24日 川崎市立麻生小学校

6月13日 川崎市立西生田小学校

1. 川崎市立岡上小学校
2. 川崎市立中野島小学校
3. 川崎市立南百合丘小学校
4. 川崎市立麻生小学校
5. 川崎市立西生田小学校

「第5回かわさき WEST オープン」を開催しました

5月30日、よみうりゴルフ倶楽部にて「第5回かわさき WEST オープン」を開催いたしました。今回は10組40名が参加。スタート後には気温が26℃まで上がりましたが、天候に恵まれゴルフ日和でした。優勝は大同生命保険株式会社の橋本さん。準優勝は石橋博さん。3位は樋山尚美さん。ベストグロは、男子は白井洋之さんの75、女子は樋山尚美さんの95でした。次回、第6回は10月24日（木）を予定しております。



1. スタート前の集合写真
2. 表彰式の様子
3. 優勝した大同生命保険株式会社の橋本さん（左）と田村会長（右）

令和3年（2021年）
1月提出分から

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による
提出義務基準が引き下げられました！

概要

令和3年（2021年）1月以後提出する給与支払報告書又は公的年金等支払報告書については、前々年における給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の枚数が100枚以上（改正前：1,000枚以上）であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

例えば、平成31年（2019年）1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和3年（2021年）1月の給与支払報告書は、eLTAX又は光ディスク等により提出する必要があります。

	平成31年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）・・・
源泉徴収票	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	給与所得の源泉徴収票 110枚（紙提出）	e-Tax 又は 光ディスク等による提出 義務化
給与支払報告書	給与支払報告書（紙提出）	給与支払報告書（紙提出）	eLTAX 又は 光ディスク等による提出 義務化

留意事項

○給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の光ディスク等の提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。国税庁ホームページ：http://www.nta.go.jp/index.htm

LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

◆本広告は、地方共同機構が作成した給与支払報告書の提出義務基準の変更のお知らせを、川崎市が再構成し掲載したものです。

給与支払報告書・源泉徴収票の
提出は eLTAX で!!!



eLTAXを利用することで、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括して作成し、一元的に送信することができます。



詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAXの利用時間	8：30～24：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） ※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。
メールによるお問い合わせ	eLTAXホームページの「お問い合わせフォーム」からお問い合わせください。
電話によるお問い合わせ	受付時間 9：00～17：00 （土日祝日、年末年始12/29～1/3を除く。） 0570-081459（ヘルプデスク） 03-5521-0019（上記の番号でつながらない場合）

event schedule **行事予定** 2024(令和6)年 8月～9月

行事名	開催日	時間	会場
新設法人説明会☆	8月7日(水)	13:30～16:20	川崎西税務署3F
決算法人説明会☆	8月8日(木)	13:30～16:20	川崎西税務署3F
青年部会・女性部会創立30周年記念講演会☆	9月4日(水)	14:30～16:00	新百合21ホール 多目的ホール
青年部会・女性部会創立30周年記念式典	9月4日(水)	16:30～17:15	新百合21ホール 多目的ホール
青年部会・女性部会創立30周年記念祝賀会	9月4日(水)	18:00～20:00	ホテルモリノ新百合丘7F

※「☆」の付いている事業は一般の方も歓迎します
 【お申込み】 法人会事務局 TEL: 044-980-4131 E-mail: info@kawasakinishihojinkai.or.jp

new member **新入会員紹介** 2024(令和6)年 3月～5月

ブロック名	法人名	代表者名	業種	所在地	電話・URL
多摩	株式会社アミック	高橋 博人	電気機械器具製造業	川崎市多摩区登戸661	044-900-8788
麻生	松栄産業株式会社	宮田 紀之	製造業	川崎市麻生区栗木2-6-1	044-543-8633 https://www.shoei-industry.co.jp/
半導体製造CDS装置の設計・製造・保守及び各種樹脂加工を行っております					
麻生	株式会社KTSC	吉井 真紀	保育	川崎市麻生区東百合丘2-24-8	044-789-5855 https://www.big-advance.site/c/157/2122/
地域の子育てを支えたいとの想いからできた小さな保育園です					
麻生	合同会社竹庵	大竹 誠	飲食店	川崎市麻生区百合丘1-23-1-302	044-965-0777
麻生	(賛助会員)	青木 弘		川崎市麻生区高石4-17-1-203	044-299-7676

日本料理 拍屋

川崎市多摩区登戸3506番地
RIVERSIDE POINT 2階

TEL 044-911-3191
営業時間 10:00～21:00
定休日 月曜(祝祭日は翌日)

水銀灯に代わる照明 無電極ランプ

1/3の消費電力 60,000時間の長寿命 水俣条約クリア照明

節電照明はニッケン **メール便・ポスティングもお任せください!**



株式会社ニッケン石橋

多摩区宿河原4-25-36 大成 M1F

www.nikkenmailbin.co.jp TEL.044-328-5314



無料法律相談

- 相談日 ■ 7月11日(木) ■ 9月12日(木)
- 開催時間 14:00～17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸2102-1 (第2井上ビル2階)
- 相談員 担当弁護士

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**



無料融資相談

- 相談日 随時(事前予約制)
- 開催時間 9:00～17:00
- 場所 川崎商工会議所 多摩麻生支所 多摩区登戸2102-1 (第2井上ビル2階)
- 相談員 川崎市商工会議所 職員

※ご相談の際は予約が必要になります。TEL.044-932-1100 FAX.044-932-1101
 ※商工会議所のご協力により、**法人会会員が利用できます。**



KAWANISHI NEWS

「定額減税説明会」を開催しました

世界的な物価高を背景に、2024(令和6)年6月から納税者を対象とした所得税(国税)3万円、個人住民税(地方税)1万円の特別控除(定額減税)が「源泉徴収事務」で実施されます。

本会では5月13日に新百合21ホールにて、川崎西税務署・川崎西法人会共催による「給与支払者向け定額減税説明会」を開催し、一般参加も含め26名が受講しました。



公益社団法人 川崎西法人会 事務局
 川崎市麻生区はるひ野1-15-1 リーデンススクエアはるひ野102号
TEL.044-980-4131 E-mail info@kawasakinishihojinkai.or.jp



公益社団法人 **川崎西法人会**



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
1971年に創設されました。
想いをつないで50年。
これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で
会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社
新横浜支社/
神奈川県横浜市港北区新横浜3-18-3(新横浜Kビル8F)
TEL 045-471-2301

AIG AIG損害保険株式会社
横浜支店/
神奈川県横浜市港北区新横浜2-4-19(富士火災横浜ビル)

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

**期限内納付のための
納税資金の積立てを
お願いします!**

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)



◆ 多摩区・麻生区 DATA

2024年6月1日現在

◆ 多摩区

人口 227,058人 (前年同月より+1,757人)
世帯数 121,185世帯 (前年同月より+2,158世帯)

◆ 麻生区

人口 180,716人 (前年同月より-101人)
世帯数 82,637世帯 (前年同月より+887世帯)

編集後記



夏本番を迎え、蝉の音が響く季節となりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。今号の会報誌もさまざまな記事をお楽しみいただけたかと思います。ここ一年、生成AIの勢いは収まらず、多くの企業がその活用を進めてきました。登場当初は攻めの経営戦略として導入されることが多かったものの、最近では守りの経営戦略としての検討が増えています。生産性で競合に負けられないために、求職者の企業選定に生成AI活用度が問われることに備えるために、生成AI活用を進める動きが目立ってきました。広報・IT委員会でも、最新技術を取り入れ、情報発信と会員支援を強化する取り組みを進めています。読者の皆様には、これからも有益な情報を提供し続けるため、さらなる努力を重ねてまいります。結びに、皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。